

財形貯蓄における会計機関統合時の手続について

財形貯蓄を行っている職員のうち、会計機関が統合される庁に勤務している職員は、会計機関の統合に伴い、勤務先変更の届出（**共済組合事務担当係へ財形貯蓄変更申込書**を提出）をしていただく必要があります。

4月1日以降も引き続き前橋、山口及び那覇の各家庭裁判所に勤務

Aへ

4月1日以降、最高裁、東京高裁管内、仙台高裁管内、札幌高裁管内又は高松高裁管内に異動

Bへ

4月1日以降、その他に異動

Cへ

- A 財形貯蓄変更申込書の提出が必要です。**所属の共済組合係**に提出してください。
※前橋家庭裁判所の場合は、**共済本部福祉第一係**
- B 財形貯蓄変更申込書の提出が必要です。**共済本部福祉第一係**へ提出してください。
- C 財形貯蓄変更申込書の提出が必要です。**異動先の共済組合係**へ提出してください。

書式と提出方法は
こちら